原油等の価格高騰の影響を特に受けている「施設園芸農家」のみなさまを支援します！

益子町施設園芸等燃油価格高騰対策支援事業補助金

町では、原油等の価格高騰の影響を特に受けている施設園芸農家等に対して、施設内加温や葉たばこ乾燥施設に使用する燃料費の一部を助成します。

●補助対象者

益子町内に住所又は事業所を有する施設園芸農家等（※）で下記の要件を全て満たす方。

（１）　施設内加温や葉たばこ乾燥施設の燃料としてＡ重油又は灯油を使用していること

（２）　町税等の滞納がない者（個人は世帯員、法人は代表者のみ、任意組織は構成員全員。）

（３）　益子町暴力団排除条例（平成 23 年条例第 12 号）第 2 条第 1 号に規定する暴力団、同条第 3 号に規定する暴力団員又は同条第 4 号に規定する暴力団員等に該当しない者

※「施設園芸農家等」とは、ビニールハウス等施設内で野菜、花き、果樹等を栽培又は乾燥施設を用いて葉たばこ栽培している個人や法人をいう。

●補助対象経費

令和７年６月１日から令和８年５月 31 日までに購入したＡ重油又は灯油の代金。
ただし、栽培施設内加温や乾燥施設の燃料として購入したものに限る。

●補助率等

購入単価と基準単価（＊）の差額に購入量を乗じた金額の 1/2 以内（1,000 円未満切捨て）

上限金額：20 万円　　（＊）Ａ重油 94.1 円／ℓ、灯油 99.7 円／ℓ

●補助金の申請方法

補助金の交付を受けようとする方は、益子町施設園芸等燃油価格高騰対策支援事業補助金交付申請書（様式第１号）に次の関係書類を添えて、申請してください。（申請書は農政課にあるほか、町ホームページからもダウンロードできますのでご活用ください。）

（１）　益子町施設園芸等燃油価格高騰対策支援事業補助金計算書（様式第２号）

（２）　令和７年中に農業収入があったことが確認できる書類（青色申告決算書又は白色申告収支内訳書等の写し）

（３）　購入した燃油の種類、購入日、単価、購入量、購入額が確認できる書類

（４）　町税等納付状況調査同意書（様式第３号）

【お問い合わせ】
益子町　産業建設部
農政課　農業振興係
TEL：0285-72-8853